

事故対応マニュアル

鳩山町地域包括支援センター

本マニュアルは、指定介護予防支援事業所である鳩山町地域包括支援センターにおける事故対応について示すものである。

1 事故発生時について

- (1) 町（保険者等）、家族、その他関係機関等へ連絡を行い必要な措置を講じること。
- (2) 事故の状況及び事故に際した措置等について、町で規定する様式に記録すること。
- (3) 管理者等へ報告を行うとともに、事故報告書等を町（保険者等）へ提出すること。
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合には、担当課等と調整し、損害賠償を速やかに行うこと。

2 記録の作成、保管等について

- (1) 事故発生時に対応方法及びその後の状況までの過程について、事故報告書に要点記録とすること。また記録については、事故の原因、対処方法、その後の状況確認等が確認できるよう整理すること。
- (2) 事故報告書を提出し報告するとともに、記録については町で定める期間保管すること。なお、緊急性の高い事故については、口頭及び事故報告書により速やかに町へ報告を行うこと。その他の事故についても事故報告書を提出し報告すること。

3 事故発生を未然に防ぐための処置について

- (1) 事故原因を解明し、再発防止のための策を講じること
- (2) 事故に至らないものの、事故発生の可能性がある事例が生じた場合（ヒヤリ・ハット事例）について事故防止委員会に報告するとともに、内容を協議の上、事故を未然に防ぐこと
- (3) 事故発生の可能性が高いと判断される事例について、事前に情報を収集するとともに、事故を未然に防ぐ対策を講じること

4 その他

- (1) 事故に至らない場合であっても、事故になる可能性がある事例については、ヒヤリハット事例として記録し、職員間での事例の共有、原因の解明、今後の再発防止への対策を講じるとともに、ヒヤリハットが積み重なることにより、重大事項に繋がる事項であることを職員は認識すること。